

議案第 22 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 19 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正治

提案理由

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について、教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものであります。

## 臨時代理の承認について

別紙のとおり，臨時代理により処理したので報告し，承認を求めます。

## 臨時代理について

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について臨時代理により処理する。

令和6年3月25日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

# 調布市教育委員会規則第3号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部  
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

第8条第1項中「勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表勤務日数の欄に定めるところにより、」を削り、「範囲」を「範囲内」に改め、同条第2項中「前項に規定するもののほか、」を削る。

第10条中「調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に關すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のあ	1,350	時

	充実を図るため				る者であること。		
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,480	時
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,320	時
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	1,150	時
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の	調布市教育委員会技能補助員（給	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	1,150	時

	充実を図るため	食調理員)					
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1,480	時
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	1,650	時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図る	調布市教育委員会技能補助員（応援給食	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある	1,150	時

	ため	調理 員)			者である こと。		
9	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における 情報教育の 充実を図る ため	情報教 育専門 員	教育委 員会指 導室	情報教育における授業及び教 員の支援や情報機器のサポー ト及びメンテナンス，校務の 電子化，学校の情報発信に関 すること。	情報教育 及び情報 機器等分 野全般に 幅広い知 識，高い 専門性を 有する者 であるこ と。	1,750	時
10	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における 学校図書館 運営の充実 を図るため	学校司 書	教育委 員会指 導室	調布市立小学校及び調布市立 中学校における図書館資料の 収集や分類排列，その目録整 備，図書館利用の指導補助， 他の図書館との連絡・調整 等，学校図書館の運営補助に 関すること。	司書又は 司書教諭 の資格を 有する者 であるこ と。	1,250	時
11	調布市立小 学校1年生 及び同2年 生の少人数 学習による 指導を行う ため	少人数 指導講 師	教育委 員会指 導室	市立小学校低学年等算数少人 数指導及びそれに付随する業 務に関すること。	小学校教 員免許状 を有する 者である こと。	1,650	時
12	調布市立小 学校及び調 布市立中学	特別支 援学級 支援員	教育委 員会指 導室	(1) 身の自立を目的とし た生活習慣に係る育成指導 に関すること。	教員免許 状を有す る者又は	1,650	時

	校の特別支援学級の運営補助を行うため			<p>(2) 学習，集団行動，登下校時等の指導に関すること。</p> <p>(3) 移動教室，修学旅行等の校外指導に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか，学級運営上必要な業務に関すること。</p>	特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。		
13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学習指導に関すること。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,450	時
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ，教育に関する専門的，技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年わたり学校教育に従事するなど，学校教育及び家庭教育	1,850	時

					等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。		
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<p>(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</p> <p>(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</p> <p>(3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	<p>教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。</p>	1,850	時

16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクー ルソー シャル ワーカ ー	教育委 員会指 導室	<p>(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。</p> <p>(2) 関係機関等とのネットワークの構築，連携・調整に関すること。</p> <p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築，支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	2,050	時
		チーフ スクー ルソー シャル ワーカ ー		<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか，</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理，統括に関すること。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカーの人材育成に関すること。</p>	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有し，教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であるこ	2,550	時

					と。		
17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市 スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	2,050	時
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童	スクール・サポート・ス	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	1,150	時

	生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	タッフ					
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業にお	1,620	時

					ける常勤職員等の経験者であること。		
21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導，安全に関する知識及び技能の指導，大会及び練習試合等の引率，その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	1,650	時
22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助，児童からの相談対応や登下校の見守り，学習・生活指導の補助等）	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	1,600	時
23	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほ	教員・幼稚園教諭の免許状	1,350	時

			課	か、所属長は適当と認める業務に関する事。	又は保育士の資格を有する者であること。		
24	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 来所相談業務に関する事。</p> <p>(2) 電話相談業務に関する事。</p> <p>(3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒支援業務に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見</p>	2,050	時

					込みの者 であるこ と。		
25	教育行政の 充実を図る ため	教育相 談教育 職専門 員	教育委 員会指 導室	(1) 電話相談業務に関する こと。 (2) 就学，転学及び通級指 導学級入退級相談業務に関 すること。 (3) 前2号に掲げるものの ほか，所属長が適当と認め る業務に関すること。	教員免許 状を有 し，学校 教育，家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力を有す る者であ ること。	1,850	時
26	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を 図るため	図書館 専門員 (専門 的業 務)	教育委 員会図 書館	(1) 専門的業務の補助に関 すること。 (2) 窓口受付及び資料整理 に関すること。 (3) 電子資料利用者への支 援業務，原資料の整理業務 等に関すること。 (4) 前3号に掲げるものの ほか，調布市立図書館長が 指定する事務に関するこ と。	図書館司 書資格を 持っている 者であ ること。	1,350	時
27	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を	読書推 進員	教育委 員会図 書館	読書推進活動業務に関するこ と。	—	1,350	時

	図るため						
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	1,350	時
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務，原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか，調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	1,180	時
30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか，調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し，かつ，公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	1,430	時

31	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	1,650	時
32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事，社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。	1,650	時
33	教育委員会の各種事業	保育士（臨	教育委員会各	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有す	1,220	時

	の推進及び 市民の要望 に応えるた め	時)	課 (室・ 所・ 館)		る者又は 保育士資 格に準ず る資格を 有する者 であるこ と。		
					無資格者	1,150	時

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 <b>令和6年3月25日教委規則第3号</b></p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置) 第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置) 第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p>	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置) 第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員で、同条第1項及び第2項の規定により任用されるものをいう。</p> <p>(配置) 第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p>	<p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p>
<p>(任用)</p>	<p>(任用)</p>
<p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p>	<p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p>
<p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p>	<p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備えていること。</p>
<p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p>	<p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p>
<p>(再度の任用)</p>	<p>(再度の任用)</p>
<p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p>	<p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p>
<p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p>	<p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p>
<p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p>	<p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p>
<p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の</p>	<p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の</p>

改正後	改正前
<p>日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期満了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><b>2 再度の任用は、連続4回を上限とする。</b></p>
<p>(任期)</p> <p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第7条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績等を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第6条の規定による再度の任用後の任期について準用する。この場合において、第1項中「採用」とあるのは「再度の任用」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(勤務日数等)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。</p> <p>2 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p>	<p>(勤務日数等)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、<u>同表勤務日数の欄に定めるところにより</u>、勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲内において任命権者が定める。</p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか</u>、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p> <p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、<u>調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則</u>(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に</p>	<p>(報酬)</p> <p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p> <p>(準用)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項については、調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年調布市規則第46号)、<u>調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則</u>(昭和40年調布市規則第6号)及び調布市会計年度任用職員の人事評価に関する規程(令和2年調布市訓令第1号)を準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則(平成19年3月20日教育委員会規則第8号)</p> <p>(2) 調布市郷土博物館専門員設置規則(平成3年3月29日教育委員会規則第4号)</p> <p>附 則(令和2年3月27日教委規則第4号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年6月30日教委規則第8号)</p> <p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年3月26日教委規則第2号)</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年9月28日教委規則第6号)</p> <p>1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に</p>

改正後	改正前
<p>関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年9月30日教委規則第7号）</p> <p>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和5年3月31日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年9月22日教委規則第12号）</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和6年3月22日教委規則第 号）</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）</p>	<p>関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年3月25日教委規則第1号）</p> <p>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第30の項報酬額（円）の欄中「1,130」を「1,170」に、「1,050」を「1,090」に改める改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表第31の項の規定は、令和4年2月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和4年9月30日教委規則第7号）</p> <p>1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和4年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和5年3月31日教委規則第1号）</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年9月22日教委規則第12号）</p> <p>1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和5年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第1条、第3条—第6条、第8条、第9条関係）</p>

改正後

会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額(円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	<del>週4日</del> 又は月16日	1,350	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	1,480	時
3	調布市	学校	教育	調布市立小学校及	調理師	年192	1,320	時

改正前

会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額(円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日 又は月16日	1,320	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	1,450	時
3	調布市	学校	教育	調布市立小学校及	調理師	年192	1,290	時

改正後							改正前								
	立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	給食調理専門員	委員会教育総務課	び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	日以内									
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,150	時							
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調	調布市教育委員会技能補助員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	年192日以内	1,150	時							
	立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	給食調理専門員	委員会教育総務課	び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	日以内									
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,120	時							
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調	調布市教育委員会技能補助員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	年192日以内	1,120	時							

改正後								改正前								
	理業務の充実を図るため	(給食調理員)							理業務の充実を図るため	(給食調理員)						
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219 日 中学校 栄養士 年 220日	1,480時		6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219 日 中学校 栄養士 年 220日	1,450時
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において	年192 日	1,650時		7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において	年192 日	1,620時

改正後										改正前										
						実務経験を有する者であること。														
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年195日	1,150	時		8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年195日	1,120	時		
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者	月16日	1,750	時		9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者	月16日	1,720	時		

改正後										改正前										
						であること。										であること。				
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,250	時		10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,220	時		
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,650	時		11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,620	時		
12	調布市立小学校及び	特別支援学級	教育委員会指	(1) 身近の自立を目的とした生活習慣に係る育	教員免許状を有する	年215日	1,650	時		12	調布市立小学校及び	特別支援学級	教育委員会指	(1) 身近の自立を目的とした生活習慣に係る育	教員免許状を有する	年215日	1,620	時		

改正後								改正前											
	調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	支援員	導室	成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。					調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	支援員	導室	成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。					
13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者である	年172日	1,450時			13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者である	年172日	1,420時		

改正後										改正前										
						こと。										こと。				
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	年156日		1,850	時	14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	年156日		1,620	時	
15	調布市立小学校及び調布市	教育支援コーディネィ	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育	年96日から年192日のうち		1,850	時	15	調布市立小学校及び調布市	教育支援コーディネィ	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育	年96日から年192日のうち		1,620	時	

改正後							改正前														
	立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	ネーター		(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	所属長が指定する日数															
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクーラーソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築, 連携・調整に関すること。 (3) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援に関すること。 (4) 保護者, 教職員等に対する支	社会福祉士, 精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者で	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	2,050	時													
	立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	ネーター		(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	所属長が指定する日数															
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクーラーソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築, 連携・調整に関すること。 (3) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援に関すること。 (4) 保護者, 教職員等に対する支	社会福祉士, 精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者で	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	2,020	時													

改正後								改正前										
				援・相談・情報提供に関する事 （5）前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	あること。								援・相談・情報提供に関する事 （5）前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。					
		チーフスクールソーシャルワーカー		スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか、 （1）スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理、統括に関する事。 （2）スクールソーシャルワーカーの人材育成に関する事。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	年192日	2,550時			チーフスクールソーシャルワーカー		スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか、 （1）スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理、統括に関する事。 （2）スクールソーシャルワーカーの人材育成に関する事。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年192日	2,520時			
17	調布市立小学校及び	調布市スク	教育委員会指	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじ	公益財団法人日本臨	1校当たり年35日	2,050時			17	調布市立小学校及び	調布市スク	教育委員会指	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじ	公益財団法人日本臨	1校当たり年35日	2,020時	

改正後								改正前										
	調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	ルカ ウン セラ ー	導室	め、問題行動等の改善に関すること。	床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であるこ					調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	ルカ ウン セラ ー	導室	め、問題行動等の改善に関すること。	床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であるこ				

改正後										改正前											
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	年172日	1,150	時			18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	年172日	1,120	時		
	19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給、旅費支給、補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時			19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給、旅費支給、補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	
栄養士業務					栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時			栄養士業務					栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時		
養護教諭業務					養護教諭	教育委員会	都交付	時			養護教諭業務					養護教諭	教育委員会	都交付	時		

改正後								改正前											
	助を行 うため				諭免許 等を有 する者 である こと。	<del>員会が 定める 日数</del>	金単価 に準じ る。						諭免許 等を有 する者 である こと。	員会が 定める 日数	金単価 に準じ る。				
20	副校長 の事務 補助を 行うた め	副校 長補 佐	教育 委員 会指 導室	副校長の事務補助 (任用書類作成, 調 査回答等) に関する こと。	学校教 職員, 行政事 務職 員, 一 般企業 におけ る常勤 職員等 の経験 者であ ること。	年192 日	1,620時					20	副校長 の事務 補助を 行うた め	副校 長補 佐	教育 委員 会指 導室	副校長の事務補助 (任用書類作成, 調 査回答等) に関する こと。	学校教 職員, 行政事 務職 員, 一 般企業 におけ る常勤 職員等 の経験 者であ ること。	年192 日	1,590時
21	中学校 におけ る部活 動の充 実及び 教員の 負担軽 減を図 り, もっ て中学	部活 動指 導員	教育 委員 会指 導室	部活動に係る職務 (実技指導, 安全に 関する知識及び技 能の指導, 大会及び 練習試合等の引率, その他部活動指導 に関し校長が必要 と認める事項等) に 関すること。	—	教育委 員会が 定める 日数	1,650時					21	中学校 におけ る部活 動の充 実及び 教員の 負担軽 減を図 り, もっ て中学	部活 動指 導員	教育 委員 会指 導室	部活動に係る職務 (実技指導, 安全に 関する知識及び技 能の指導, 大会及び 練習試合等の引率, その他部活動指導 に関し校長が必要 と認める事項等) に 関すること。	—	教育委 員会が 定める 日数	1,620時

改正後										改正前										
	校の指導体制の整備及び充実に資するため											校の指導体制の整備及び充実に資するため								
22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相 当の業務（学年・学 級経営上必要な業 務全般の補助，児童 からの相談対応や 登下校の見守り，学 習・生活指導の補助 等）	学校教職員， 行政事務職 員，一 般企業 におけ る常勤 職員等 の経験 者であ ること。	年 192日	1,600	時		22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相 当の業務（学年・学 級経営上必要な業 務全般の補助，児童 からの相談対応や 登下校の見守り，学 習・生活指導の補助 等）	学校教職員， 行政事務職 員，一 般企業 におけ る常勤 職員等 の経験 者であ ること。	年 192日	1,570	時		
23	教育行政の充実に資するため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか，所属長は適当と認める業務に関する事。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する	<del>月8日</del> から <del>月16日</del> のうち <del>所</del> 属長が <del>指定する</del> 日数	1,350	時		23	教育行政の充実に資するため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか，所属長は適当と認める業務に関する事。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する	月8日から月16日のうち所 属長が 指定する 日数	1,320	時		

改正後								改正前															
						者であること。										者であること。							
24	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 来所相談業務に関すること。</p> <p>(2) 電話相談業務に関すること。</p> <p>(3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適切と認める業務に関すること。</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士</p>	<p><del>週2日から週5日のうち所属長が指定する日数</del></p>	2,050時									<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士</p>	<p>週2日から週5日のうち所属長が指定する日数</p>	2,020時					

改正後										改正前										
						のい れか の 資 格 を 有 す る 者 又 は 資 格 取 得 見 込 み の 者 で あ る こ と。														
25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的知識及び能力を有する者であること。	<del>週2日から週5日のうち所</del>	1,850	時		25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する事 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する事 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する事。	教員免許状を有する者で、10年以上学校教育に関する職にある者であること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,620	時		
26	調布市立図書館にお	図書館専門員	教育委員会図	(1) 専門的業務の補助に関する事。	図書館司書資格を持	<del>週2日から週5日の</del>	1,350	時		26	調布市立図書館にお	図書館専門員	教育委員会図	(1) 専門的業務の補助に関する事。	図書館司書資格を持	週2日から週5日の	1,320	時		

改正後								改正前									
	ける図書館事業の充実を図るため	(専門的業務)	書館	(2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務, 原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	っている者であること。	<del>うち所属長が指定する日数</del>											
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	<del>週4日</del> 又は週 <del>3日</del>	1,350	時	27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日 又は週 3日	1,320	時
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	<del>週2日から週4日</del> のうち所属長が指定する日数	1,350	時	28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,320	時

改正後										改正前										
	るため																			
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,180	時		29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,130	時		
30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,430	時		30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,400	時		

改正後										改正前										
					門的な知見を有すること。											門的な知見を有すること。				
31	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	<del>週4日</del>	1,650	時		31	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	週4日	1,620	時		
32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に	<del>月16日</del>	1,650	時		32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に	月16日	1,620	時		

